

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り飲食店等に対し営業時間の短縮等を要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容

(1) 特措法第45条第2項に基づく要請(感染対策の徹底については以下の①～⑨)

- ・酒類(※1)及びカラオケ設備の提供の禁止
- ・酒類(※1)及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間の短縮(5時～20時)
- ・感染対策の徹底(※2)

※1 酒類提供には、利用者による酒類の店内持込みを含みます。

- ※2
- | | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| ① 従業員への検査勧奨 | ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 |
| ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 | ④ 手指の消毒設備の設置 |
| ⑤ 事業を行う場所の消毒 | |
| ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 | |
| ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 | |
| ⑧ 施設の換気 | ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 |
| ⑩ CO2センサー等の設置 | ⑪ 業種別ガイドラインの遵守 |

(2) 特措法第24条第9項に基づく要請

- ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請

5 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限(同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ けしき設備提供の自粛
- ⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑨ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



認証店に交付するステッカー

問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html